

浦野家通信

〒550-0012
大阪市西区立売堀
1丁目9-10
HOWAビル701号
Tel:06-6536-7560
浦野会計事務所
第110号
発行人: 所員一同

12月



今年も残すところわずかになりました。
歳末ご多忙の折ではございますが、お体に留意され、
よき年を迎えることを心より祈念しております。



12月 の税務

10日(水)

- ・11月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

1月5日(月)

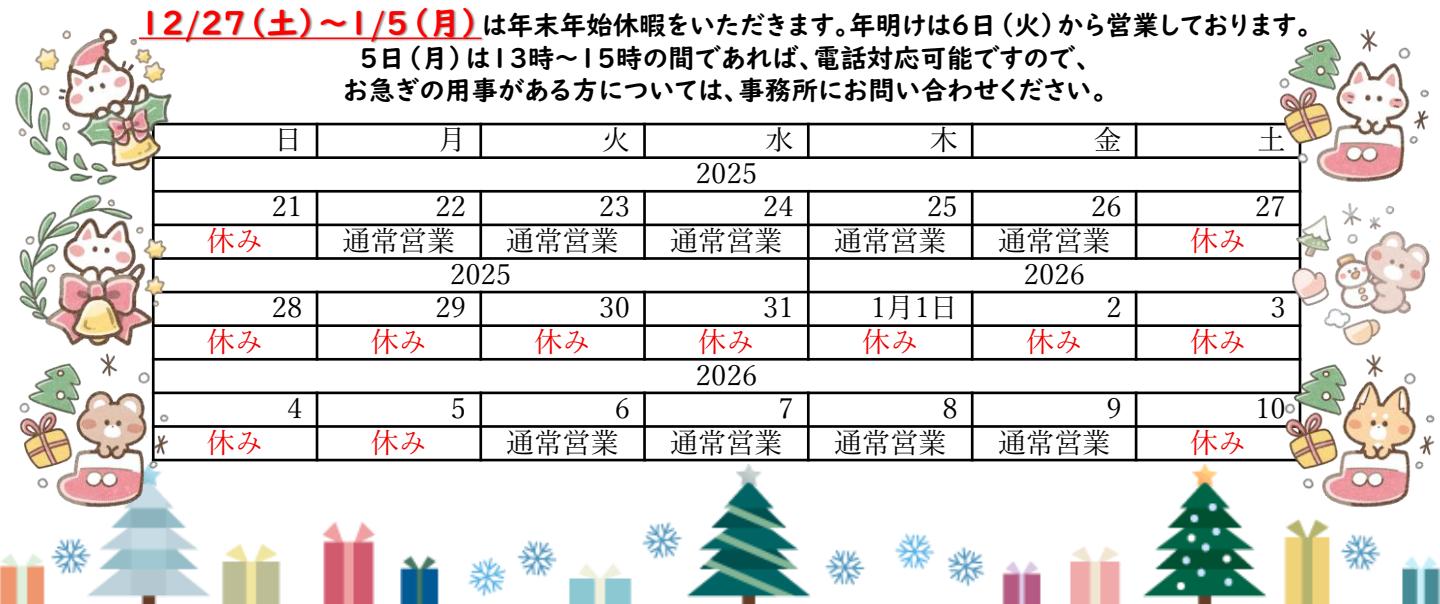
- ・10月決算法人の申告と納税
- ・4月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、7月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・11月分社会保険料納付



12/27(土)～1/5(月)は年末年始休暇をいただきます。年明けは6日(火)から営業しております。

5日(月)は13時～15時の間であれば、電話対応可能ですので、
お急ぎの用事がある方については、事務所にお問い合わせください。

日	月	火	水	木	金	土
2025						
21	22	23	24	25	26	27
休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み
2025						
28	29	30	31	1月1日	2	3
休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み
2026						
4	5	6	7	8	9	10
休み	休み	通常営業	通常営業	通常営業	通常営業	休み



給与所得を得ている方の確定申告

前号では年末調整についてお知らせいたしましたが、
今号では給与所得を得ている方の確定申告についてお話しします。

サラリーマンの方やパートの方々のような給与収入を得ている方については、原則として年末調整においてその年の所得税については精算が行われるため確定申告の必要性はないのですが、下記の方々については確定申告が必要となります。

- ①年間の給与収入が2,000万円超の方（年末調整の対象とならず確定申告が必要）
- ②給与を1か所から受けている方で給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上ののところから給与の支払いを受けている方

上記の方については必ず確定申告が必要となります。以下に該当する方については、税金の還付を受けるために確定申告をすることができます。

- ①高額な医療費を支払った方（年間10万円以上）
- ②住宅ローン控除を初めて利用する方
- ③ふるさと納税をした方（ワンストップ特例制度を利用しなかった方、又は6か所以上に寄付した方）

確定申告をしないと還付を受けられませんので注意が必要です。



Merry Christmas

Googleの口コミの
ご協力よろしく
お願ひいたします。



Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください！



URANOKAISEI

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。
紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします！

※紹介先のお客様が
顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。